

# 香川県立保健医療大学奨学寄附金取扱規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、本学における教育研究を奨励するため寄附される寄附金、助成金等で、学長が次に掲げる経費に充てることを目的として受入れを決定した寄附金をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究に供する図書、機械、器具、標本等の購入費
- (3) その他教育研究に要する経費

(受入れの基準)

第3条 奨学寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究及び寄附の条件に支障がないと認められる場合に限り、受け入れることができるものとする。

(受入れの制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、奨学寄附金として受け入れることができない。ただし、第3号に該当する条件については、公募等による奨学寄附金で研究成果の報告が必要な場合は、この限りでない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (5) 寄附申込み後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件

(寄附の申込み)

第5条 奨学寄附金の寄附を申し込もうとする者は、奨学寄附金申込書（第1号様式）を、学長に提出しなければならない。

2 奨学寄附金申込書の提出があった場合は、担当教員（寄附申込者が担当教員を指定していない

場合は、学長が指定する教員。以下同じ。）は、奨学寄附金使途計画書（第2号様式）を作成し、学長に提出しなければならない。

（公募等による奨学金の特例）

第6条 公募等による助成金等の交付の決定を受けた教員（本学以外の機関に所属する者から助成金等の配分の決定を受けた者を含む。）は、第5条の規定にかかわらず、奨学寄附金使途計画書（第2号様式）を作成し、学長に提出しなければならない。

（受入れの決定及び納入の通知）

第7条 学長は、奨学寄付金の受入れが適当と認めたときは、受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により奨学寄附金の受入れを決定したときは、その旨を担当教員に通知するとともに、納入通知書を寄付申込者に送付するものとする。ただし、奨学寄附金が担当教員の個人口座に振り込まれた場合は、担当教員は、速やかに本学への寄附手続きを行うものとする。

（奨学寄附金の経理）

第8条 学長は、奨学寄附金について、香川県の歳入歳出予算を通じて執行するものとする。

2 奨学寄附金の執行は、奨学寄附金使途計画書で科目ごとに積算された経費の額に基づき行うものとする。

3 奨学寄附金の受入れについて特別な条件が付されている場合を除き、奨学寄附金の額の10パーセントに相当する額を間接経費に充てるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月7日から施行し、令和元年度に受け入れる奨学寄附金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

## 奨学寄附金申込書

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

住所

氏名

香川県立保健医療大学における教育研究を奨励するため、次のとおり寄附を申し込みます。

寄 附 金 額	円
納 付 時 期	年 月 頃
寄 附 の 目 的 及 び 条 件	
担 当 教 員 の 職 氏 名	
そ の 他	

# 寄附金使途計画書

年 月 日

担当教員 所属  
職名  
氏名

寄 附 者		
寄 附 金 額	円	
寄 附 の 目 的	香川県立保健医療大学における研究助成のため	
科 目	金 額	摘 要（積算方法等）
合 計		